

本事業計画は、鳥取県東伯郡北栄町において、北栄町が運営する「北条砂丘風力発電所」（総出力 13,500kW、単機出力 1,500kW の風車 9 基）の稼働停止・撤去後に、既存風車が設置されていた位置の周辺に、JR 東日本エネルギー開発株式会社が総出力 29,400kW、基数にして最大 7 基の風車の導入を目指すものである。

本事業の実施区域は植生自然度の高い砂丘植生が広がる北条砂丘であり、保安林が存在し、海岸部は海岸保全区域、沿道海浜景観形成重点区域（北条砂丘景観形成区域）に指定されていることを踏まえると、本事業は植物、生態系、景観などへの影響について適確に環境影響評価を行うべき事案である。

さらに、現在、山陰道（北条道路）の建設工事が令和 8 年度の開通に向けて行われている状況であり、本事業が山陰道完成後の道路交通に重大な影響を与えることがないよう、道路、車両、運転者等への影響も考慮して極めて慎重に事業計画の検討を行うとともに、完成後の山陰道への影響も考慮した予測・評価が必要である。

また、風力発電事業は、地域住民等の関心も高く、地域の理解のもと進められるべきであり、そのためには丁寧な住民説明に加えて事業計画に関する情報が入手しやすいよう常時ホームページで公表するなど地域住民等への配慮が必要である。

このため、事業者は、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の段階に向けて、以下に述べる事項について十分に留意したうえで環境影響調査を実施し、事業計画の更なる検討を行うとともに、環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分できないと評価した場合は、事業の大幅な縮小や廃止も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。

1 総括的事項

- (1) 本事業は、相当範囲の地域住民等へ影響が及ぶため、準備書の作成を待つことなく、環境影響調査の進捗状況等について、法定の説明会に限らず積極的に情報提供・説明の機会を設け、地域住民等一人一人に情報が届くように丁寧に説明を行うこと。

また、地域住民等からの意見、要望、相談に対しては十分な説明と誠意ある対応に努め、調査中等ですぐに回答できない内容であった場合においても、回答可能となった段階で速やかに回答すること。

- (2) 環境影響調査で得られたデータは積極的に開示するとともに、客観性のある科学的根拠を用いて分かりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の促進に努めること。

また、方法書以降の図書では専門的な内容が多くなることから、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう概要を示すパンフレットを作成するなど、より住民の理解醸成に配慮した資料を作成すること。なお、専門的な表現については解説等を付すとともに、図表については見やすいものとする。

加えて、インターネットによる図書等の公表については、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間に関わらず常時公表するなど、利便性の向上に努めること。

- (3) 提出された方法書は、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画など具体的に決定していない部分もあったことから、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査項目の選定や調査・予測・評価の手法を見直し、事前に専門家や有識者へのヒアリングを行う等、事業者自ら再度検証したうえで、現地調査を行うこと。準備書には調査結果、評価結果が十分に検証できるよう、風車の配置及び機種、取付道路や取付ヤード等の附帯設備、土地の形質変更の計画や植物の伐採計画など事業計画全体について具体的かつ詳細に示すこと。

(4) 事業計画の策定に当たっては、調査の結果に基づいて環境影響の回避・低減を優先し、風車の規模、設置位置を検討すること。各環境項目に係る予測は、設定した風車の位置や想定機種の諸元等を用いて影響が最大となる条件で実施するとともに、可能な限り定量的に予測すること。また、評価に当たっては単に基準値や規制値等と比較するのみではなく、現在の環境を極力悪化させないという観点から、事業による影響の回避又は最大限の低減が十分になされているかを評価すること。

特に、想定されている 4,200～6,600 kW 級陸上風車は、これまで国内で実績の少ない大型のものであるため、単一の手法に頼るのではなく、複数の手法による多角的な視点で各環境項目について調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 山陰道(北条道路)建設工事完了後の状況に対して各環境項目の予測・評価を行う必要があることから、適切な手法を用いて調査を行い予測・評価を行うこと。

(6) 各環境項目の予測に際して不確実性の程度を整理し、不確実性の高い項目については、事後調査の実施を検討すること。なお、検討の結果、事後調査を必要とする環境項目については、その調査計画及び予測の範囲を超えた場合の対応策を準備書に詳細に記載すること。

(7) 事業実施区域の存在する北栄町及び周辺市町からは、事業者から住民に対して事業計画等について丁寧に説明を行うよう、県に意見が寄せられていることから、調査の進捗状況や事業計画具体化の各段階において、関係市町に対して適時情報提供すること。

2 個別的事項

(1) 山陰道(北条道路)への影響

ア 国道9号及び山陰道(北条道路)は鳥取県の主要幹線道路であることから、風車の配置の検討においては、交通への支障が生じることがないように道路利用者の安全が優先される計画とすること。

イ 風車の存在により、強風時には気流が変化し、走行車両に影響を及ぼす可能性がある。交通に対する風の影響を適切に調査・予測・評価したうえで、交通への影響が極力少なくなる事業計画とすること。

ウ ブレードの回転、影や反射光等による運転者・交通への影響について、動く視点からの景観(シックエンス景観)を作成するなどして運転者への影響を調査・予測・評価したうえで、交通へ支障が生じることのない事業計画とすること。

エ 冬季において、ブレードに付着した氷雪の落下、ブレード回転による飛散の可能性も考慮し、落雪や落氷の飛散範囲を検討の上、氷雪の落下等による事故の防止、特に山陰道(北条道路)を走行する車両の安全確保に十分配慮して風車の設置位置の選定をすること。

オ 風車の設置位置の検討にあたっては、山陰道(北条道路)の整備を進めている国土交通省(倉吉河川国道事務所)と十分な協議・調整を行うこと。

(2) 騒音及び超低周波音、振動

ア 予測に当たっては、影響が最も大きくなると考えられる全ての風車が稼働した条件のもと、複数の風車間での複合的な影響や、音の吸収・回折・反射など様々な要素を考慮したうえで、風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価を行うこと。

イ 近傍にある既存風車の撤去後に風車が設置される計画となっていることから、既存風車から発生する騒音を除いたうえで、新設風車による騒音の影響を調査・予測・評価すること。

ウ 調査地点の選定においては、最多風向だけでなく海陸風や季節風の影響も考慮し地点選定を行うほか、事業区域西側の住居や配慮が必要な施設を調査地点に加えるなど、きめ細かく調査地点を設定すること。

エ 工事関係車両の走行に対する騒音・振動調査は、北条湯原道路開通など周辺道路状況により走行ルートが変更される可能性も含め、調査地点を適切に選定し、調査・予測・評価を行うこと。

(3) 水環境

ア 風車の基礎工事中に湧出した地下水の排水を行う場合は、海域を含む周辺への影響について調査・予測・評価する方法を検討し、これを実施すること。

イ 事業実施区域及びその周辺の地下水の利用状況を把握し、ボーリング調査や既設井戸の水位・水質等のモニタリングを行うなど、事業実施による地下水への影響を調査・予測・評価する手法を検討し、これを実施すること。

加えて、本事業実施区域は海に近いので、地下水の揚水に伴う帯水層への海水流入による塩水化が起こらないよう適切に調査・予測・評価を行うこと。

(4) 風車の影

既設の風車と比較して大型化することから、風車の影の影響範囲がより遠距離にまで及ぶ恐れがあるため、影響が最大となる季節や時間等を考慮して正確に予測を行い、その予測結果を踏まえて影響を評価すること。

(5) 動物、植物、生態系

ア 動植物調査について、事業実施区域内には人の手が加わっていない砂丘植生が存在するが、環境省等の既存資料で植生分布の確認できない場所にも植物が分布している可能性もあることから、事前に現地踏査を行ったうえで、丁寧な調査・予測・評価を行うこと。

また、準備書を提出する際には、調査結果のみならず、調査手法の検討経緯も具体的に記載すること。

イ 事業実施区域内に存在する既設風車でのバードストライクの発生状況を十分に調査して現状の把握を行うとともに、バードストライクが起りやすいと考えられる夜間の調査を実施するなど、より適切な予測・評価を行うこと。

また、既設の風車と比較して大型化することから、同規模風車での調査事例や地域の生態系に詳しい専門家の意見を聴くなどしてバードストライクの回避・低減対策を検討し、準備書を提出する際にはその結果を具体的に記載すること。

(6) 地形・地質

ア 事業実施区域の地質について、表層だけでなく、杭基礎設置深度までの地質を十分に調査・把握したうえで風車設置位置を検討すること。

イ 風車設置に伴う飛砂、漂砂の変化について調査・予測・評価を行い、砂丘地形・海岸地形への影響が極力少なくなる事業計画とすること。

(7) 景観

ア 風車に限らず取付道路等附帯設備、樹木の伐採計画も含めた具体的な景観の変化について調査・予測・評価を行うこと。また、その結果を地域住民等に対して丁寧に説明し、理解を得るよう努めるとともに、法定の説明会に限らず積極的に説明する機会を設けること。

イ 主要眺望点のほか、事業実施区域周辺の主要な集客施設（青山剛昌ふるさと館、お台場公園、オートキャンプ場、東郷湖畔等）、近傍の住居等からの景観、航空障害灯の点滅等による夜間景観について、複数の視点から作成したフォトモンタージュを用いるなど、わかりやすい説明に努めること。

ウ 事業実施区域は鳥取県の沿道海浜景観形成重点区域（北条砂丘景観形成区域）に指定されていることを踏まえて、風車の設置位置や配色に十分に配慮すること。

(8) 廃棄物

風車の建設工事に伴い発生する廃棄物について、各段階において発生抑制対策を実施するとともに、関係法令に基づき可能な限り有効利用に努め、適正な処理を実施すること。

(9) 文化財

事業実施区域内及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在すること、さらに未知の埋蔵文化財が存在する可能性があることを認識し、風車及びその付帯設備の配置等の検討に当たっては、あらかじめ関係機関と協議・調整のうえ適切に調査を実施するなど十分に注意を払うこと。

3 その他

(1) 事業実施区域には、海岸保全区域、保安林（飛砂防備、防風、潮害防備等）、農業振興地域など、個別の法令により規制されている区域が存在しているため、関係法令の確認を確実にし、環境影響調査を実施する前に、あらかじめ関係機関と十分に協議及び調整を行うこと。

(2) 準備書を提出する際には、風車の事故時の対応を含め、維持管理に関する情報について具体的かつ詳細に記載し、地域住民の安心・安全の確保に努めること。

(3) 取付道路等の附帯設備の設置や風車の陸揚げ・輸送の際に交通への支障が生じることがない計画とすること。